



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1319 家畜伝染病予防法による疑似患畜の発生	(畜産課)	1
1320 和歌山県家畜伝染病まん延防止規則による家畜等の移動等の禁止	(〃)	1
1321 和歌山県家畜伝染病まん延防止規則による鳥類に係る催物の開催等の禁止	(〃)	2
1322 和歌山県家畜伝染病まん延防止規則によるふ卵業務の禁止	(〃)	2

告 示

和歌山県告示第1319号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、疑似患畜が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 家畜伝染病の種類
高病原性鳥インフルエンザ
- 2 家畜の種類
鶏
- 3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその羽数
疑似患畜 約46,000羽
- 4 発生の場所
和歌山市
- 5 発生年月日
令和4年11月30日
- 6 その他参考となるべき事項
採卵鶏

和歌山県告示第1320号

和歌山県家畜伝染病まん延防止規則（昭和36年和歌山県規則第60号）第3条及び第4条の規定に基づき、家畜伝染病のまん延を防止するため、次のとおり家畜等の区域内での移動及び当該区域外への移出を禁止する。

令和4年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 家畜伝染病の種類

高病原性鳥インフルエンザ

- 2 指定する区域

別図のとおり

（「別図」は省略し、その図面を和歌山県農林水産部農業生産局畜産課に備え置いて縦覧に供する。）

3 家畜等の種類

家きん及びその死体、家きんの卵、飼養管理器材、飼料、排泄物並びにその他の物品で家畜防疫員が本病の病原体を広げるおそれがあると判断するもの

4 禁止する期間

令和4年11月30日から当分の間

5 その他参考となるべき事項

本病の発生状況、清浄性の確認状況並びに搬出、搬送、搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置等を勘案して、家畜防疫員が移動を認めた場合は、この指定の例外とすることができます。

和歌山県告示第1321号

和歌山県家畜伝染病まん延防止規則（昭和36年和歌山県規則第60号）第5条及び第6条の規定に基づき、家畜伝染病のまん延を防止するため、次のとおり指定区域内での鳥類に係る催物の開催及び食鳥処理場の事業を禁止する。

令和4年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 家畜伝染病の種類

高病原性鳥インフルエンザ

2 指定する区域

別図のとおり

（「別図」は省略し、その図面を和歌山県農林水産部農業生産局畜産課に備え置いて縦覧に供する。）

3 禁止する期間

令和4年11月30日から当分の間

4 その他参考となるべき事項

本病の発生状況、清浄性の確認状況並びに搬出、搬送、搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置等を勘案して、家畜防疫員が認めた場合は、この指定の例外とすることができます。

和歌山県告示第1322号

和歌山県家畜伝染病まん延防止規則（昭和36年和歌山県規則第60号）第9条の規定に基づき、家畜伝染病のまん延を防止するため、次のとおり指定区域内でのふ卵業務を禁止する。

令和4年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 家畜伝染病の種類

高病原性鳥インフルエンザ

2 指定する区域

別図のとおり

（「別図」は省略し、その図面を和歌山県農林水産部農業生産局畜産課に備え置いて縦覧に供する。）

3 禁止する期間

令和4年11月30日から当分の間

4 その他参考となるべき事項

本病の発生状況、清浄性の確認状況並びに搬出、搬送、搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置等を勘案して、家畜防疫員が認めた場合は、この指定の例外とすることができます。